

後藤速算塾規約

第1章 総則

◆第1条：定義

1. 「本サービス」とは、当塾が塾生に提供する各サービスをいいます。
2. 「塾生」とは、本規約に同意の上、当塾が指定する方法で入塾いただき、当塾が入塾を承諾したお子様をいいます。
3. 「会員」とは主に「保護者」を指し、本契約を締結する主体であり、当塾の費用の支払い義務を負う者をいいます。

◆第2条：規約の改定

1. 当塾は会員（保護者）への事前の承諾を得ることなく、本規約を改定することがあります。
2. 本規約の改定は、適用開始時期を定めない限り、当塾Webサイトにアップロードし、周知可能となった後から当塾が指定した周知期間経過後、効力を生じるものとします。以後は、改定後の規約が優先して適用されます。

◆第3条：入塾手続き

1. 会員は入塾のお申し込みにあたり、本規約を遵守し、当塾が求める情報を虚偽なく登録するものとします。
2. 会員は本規約に同意の上、当塾所定の入塾申込書に必要事項を記入、提出いただき、初月度の費用を支払った段階で、入塾の申し込みを行ったこととします。
3. 初回納入の費初は、入塾申込書の提出と同時に又は7日以内にお支払いいただきます。
4. 入塾のお申し込みがあった場合、当塾がこれを承認することで、本契約が成立します。
5. 会員は、本規約に基づく権利及び義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり、使用させてはなりません。
6. 会員は、当塾の入塾申込書記入の項目に変更があった場合には、当塾所定の方法で速やかに変更の届け出をしてください。
7. 授業は月8回もしくは月4回コースがあります。受講日数が満たない月は振替をご利用ください。

◆第4条：入塾資格

年中以上の数字が書けるお子様が対象です。

◆第5条 契約期間

1. 契約期間の始期は、入塾申込書に記載された入塾日となります。
2. 契約期間は原則1か月間とし、1か月単位の自動継続となります。

◆第6条 契約のキャンセル・変更及び返金

1. 入塾後、本サービス開始前に会員が解約を申し出た場合、解約手続きをし、会員諸経費を返金します。
2. 教材費などすでに発生している費用に関しては返金いたしません。
3. 授業を1回でも消化していた場合、授業実施月の授業料は返金できません。
4. 退塾を希望される方は、退塾を希望する月の前月末日までにお申し出ください。

第2章 塾生

◆第7条 遅刻・欠席・振替授業

1. 体調不良、学校行事、クラブ活動など、やむを得ず授業を欠席、または遅刻される場合は、必ず会員（保護者）が授業開始時刻までに当塾へご連絡ください。
2. 欠席の連絡は事前に公式LINEまたは講師に連絡をしてください。連絡がない場合は振替期間の対象にならない場合があります。
3. 都合により早めに授業を切り上げる際は必ず会員（保護者）よりご連絡をください。
4. 当塾の都合により授業が欠席になった場合には、すべて振替授業を行います。但し振替授業が出来ない場合もあります。
5. 授業に遅刻された場合、遅刻分の授業料の返金は致しません。
6. 退塾されてからの振替授業は受けることができません。
7. 天変地異、極端な悪天候、感染症拡大における学級閉鎖、気象庁発表による各種警報、南海トラフ大地震をはじめとする大災害発生時など、その他やむを得ない事由で授業が中止になった場合、当塾において振替授業を行うかの判断をし、後日公式LINEで連絡するものとします。

◆第8条 退塾処分

1. 適切な教育環境を維持し、教育の公平化を図るため、以下に該当する行為及びそれに準ずる行為がなされた場合は、会員及び塾生はその資格を失い、本件契約を解除し、退塾処分となることがあります。退塾処分となった場合、当塾に再入塾することはできません。また、当塾が被った損害に対する賠償を請求することがあります。
 - ①規約の定めに違反し、当塾の求めにもかかわらず是正されないとき。
 - ②授業料の費用を3カ月以上滞納したとき。
 - ③虚偽の情報を登録したことが確認されたとき。
 - ④当塾の円滑な教室運営あるいは他の塾生の適正な学習塾を妨げる行為をし、当塾の求めにもかかわらず是正されないとき。
 - ⑤当塾、その講師、他の塾生または会員を誹謗中傷し、あるいはその信用や名誉を害する行為をしたとき。
 - ⑥講師、スタッフの監督下にあるかによらず、当塾の管理下にある敷地内において当塾の講師・スタッフ、他の塾生を故意に殴打したり、外傷を与えたりしたとき。
 - ⑦塾内で、あるいは塾関係者や他の塾生・その関係者に対して物品の販売・宣伝行為を行い、当塾の求めにもかかわらず是正されないとき。
 - ⑧塾内で政治的あるいは宗教的活動をし、あるいはそれらに関わる団体への勧誘行為をしたとき。
 - ⑨会員又はその親族が、暴力団員、暴力団関係者またはその他反社会勢力に所属しているとき、または所属している旨を表明したとき。
 - ⑩その他、これらに準ずる重大な事由があり、契約を継続することが困難と認められるとき

2. 退塾処分となった場合、すでにいただいている諸費用は返金いたしません。

第3章 月謝および支払方法等

◆第9条 月謝

1. 前月の月上旬に月謝袋を配布します。前月末日までにお支払い頂く。
(9月分を例にとると8月上旬に月謝袋を配布。8月末までに月謝袋で支払い)

2. ゆうちょ銀行への振り込みも可能です。
3. 月謝及び検定料などの納付の際は釣銭の必要がないようにお願いいたします。

第4章 その他

◆10条 紛失・忘れ物

1. 貴重品は塾に持ち込まないでください。盗難・紛失などにつきましては、当塾では一切責任を負いません。また、勉強に関係のないゲーム類など、他の塾生に影響を与え、危険を及ぼす恐れのある物を持ち込むことは禁止します。
2. 忘れ物、落とし物については、1カ月間保管した後、その所有者が所有権を放棄したものとみなし処分します。

◆11条 禁止事項

1. 塾生は本サービスの利用にあたり、以下の項目に当てはまる行為を禁止します。以下の項目以外でも、社会通念上、倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止します。発見した場合は当塾において合理的な措置をとらせていただきます。
 - ①授業中に私語が多い等授業の妨げとなる行為
 - ②講師に対し反抗的な態度や行為
 - ③連絡なしの遅刻、欠席を繰り返す行為
 - ④他の塾生や保護者に対する当塾退塾の勧誘、他の塾への入会勧誘、働きかけ等の行為

◆12条 損害賠償

1. 会員(保護者)及び塾生は自己の責任において当塾を利用するものとし、当塾の利用によって生じた損害については、当塾は損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当塾を利用中、またはその前後において、塾生が当塾設備、その他備品に損害(落書きや破損等)を与えた場合、当塾は被った損害の賠償を損害を与えた者に請求できるものとします。
3. 会員(保護者)および塾生が本規約に違反することによって当塾が生じた侵害は、その損害の賠償を当塾は損害を与えた者に請求できるものとします。

◆13条 著作権

1. 当塾の指導ノウハウ、及び教材の著作権は当塾に帰属します。
2. 当塾の指導ノウハウ、及び教材を当塾に無断で使用する行為、外部や同業他社に故意的に譲渡する行為、商業目的で使用する行為は禁じます。

◆14条 個人情報保護方針

1. 個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、LINEアカウントの個人を識別できる情報全般を指します。
2. 情報のみでは識別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。
3. 個人情報は、入塾時から退塾までの期間、当塾で保管し、所定の期間を経過した後、破棄いたします。

◆15条 個人情報の利用目的

1. 当塾は、取得した個人情報を以下の目的のために利用させていただきます。
 - ①各種ご連絡・ご案内の為
 - ②ご本人確認のため
 - ③災害時の連絡対応の為

2. 当塾が学習指導風景を撮影する場合があること、その肖像が写真などに映りこむ場合があること、当塾がそれを広告などに利用することについて事前に許可を頂きます。

◆16条 その他

1. 講師は変更になることがあります。また、講師の指定はできません。
2. 駐車場や送迎時の事故トラブルは一切責任を負いません。